

# 第7期

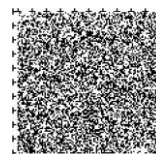
## 宮崎県障がい福祉計画

(第3期 宮崎県障がい児福祉計画)

素案

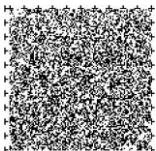
令和6年 月

宮崎県



# 目次

1	宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等	1
(1)	趣旨・目的	1
(2)	基本理念・目標	2
(3)	県障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	2
(4)	区域の設定	3
2	令和8年度（2027年3月末）の数値目標の設定	4
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
(3)	地域生活支援の充実	8
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	9
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	12
(6)	相談支援体制の充実・強化等	15
(7)	障害福祉サービス等の質の向上	16
3	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の必要見込量並びにその確保のための方策	17
(1)	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み	17
(2)	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策	42
4	指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	44
(1)	サービス提供に係る人材の研修	44
(2)	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	44
(3)	障がい者に対する虐待の防止	44
5	障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組	45
(1)	障がい者等に対する虐待の防止（再掲）	45
(2)	意思決定支援の促進	45
(3)	障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進	45
(4)	障がいを理由とする差別の解消の促進	45
(5)	施設等における防犯・防災対策の充実・強化	45
(6)	共生型サービスへの積極的な対応促進	46
(7)	障害福祉サービス等の情報公表制度の活用	46



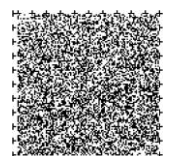
6 県地域生活支援事業の実施に関する事項.....	47
(1) 専門性の高い相談支援事業.....	47
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業.....	50
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業.....	52
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務.....	52
(5) 広域的な支援事業.....	53
7 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価.....	54

◎資料

1 国の基本指針.....	55
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	55
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	55
(3) 地域生活支援の充実.....	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	56
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	57
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	58
(7) 障害福祉サービス等の質の向上.....	58
2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの数値目標の設定の考え方.....	59
3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の事業内容.....	62
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) (抄).....	67
5 児童福祉法(昭和22年法律第164号) (抄).....	69

◎ 「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。



## 1 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等

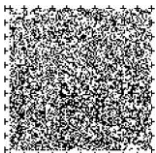
### (1) 趣旨・目的

県では、これまで、障がい者や障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が地域において計画的に提供されるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってきたところです。

平成25年に施行された障害者総合支援法においては、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないことを基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等が行われました。

また、平成28年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、第6期計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）が満了することに伴い、こうした障害者総合支援法及び児童福祉法の改正やこれまでの計画の実績及び地域の実情等を踏まえて新たな目標等を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保等が計画的に図られるようにすることを目的として、第7期宮崎県障がい福祉計画及び第3期宮崎県障がい児福祉計画を一体として策定します。



## (2) 基本理念・目標

この計画は、宮崎県障がい者計画（令和6年 月策定）における障害福祉サービスの整備等に係る実施計画として位置付けています。

したがって、本県においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を十分に踏まえながら、宮崎県障がい者計画に基づく基本理念・目標を設定します。

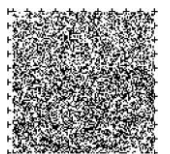
**「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」**

この計画では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性を生かしてお互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域でともに支え合いながら、心ゆたかに生活できる共生社会を創ることを基本目標とします。

## (3) 県障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

計画期間：令和6年度（2024年4月）から令和8年度（2027年3月）まで

なお、計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画期間中に計画を見直すこととします。

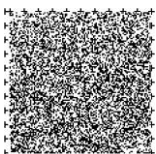


#### (4) 区域の設定

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、宮崎県障がい者計画において設定している障がい保健福祉圏域とします。

障がい保健福祉圏域	市町村	人口（人） (令和5年4月1日現在)
宮崎東諸県 1市2町	宮崎市、国富町、綾町	422,081
日南串間 2市	日南市、串間市	64,171
都城北諸県 1市1町	都城市、三股町	183,037
西諸県 2市1町	小林市、えびの市、高原町	66,782
西都児湯 1市5町1村	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	92,960
日向入郷 1市2町2村	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	82,788
宮崎県北部 1市3町	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	131,218
計（7圏域、26市町村「9市14町3村」）		1,043,037

※ 人口の計は市町村の積み上げ人口であり、宮崎県の推計人口（1,043,672人）とは一致していません。



## 2 令和8年度（2027年3月末）の数値目標の設定

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 《数値目標》

事 項	目標値	備考
現入所者数(A)	1, 6 0 2人	令和4年度末時点の数
目標年度入所者数(B)	1, 5 2 2人	令和8年度末時点(※)の見込み数
削減見込み目標値(C)	8 0人	(A)－(B)の値
地域移行目標数	9 6人	施設入所からグループホーム等への移行者数

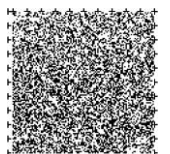
※2027年3月末時点

#### 《取組方法等》

##### ① 施設等から地域生活への移行の推進

共生社会の実現に寄与することを目指し、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービス等の推進や地域自立支援協議会等を活用した地域における支援体制づくりを進めていくことにより、入所等から地域生活への移行を推進します。

また、施設や指定相談支援事業者等の関係機関と連携し、地域生活移行の趣旨に関する説明や啓発を行っていくとともに、サービス等利用計画の作成を通じて明らかとなった利用者のニーズを踏まえて、地域生活移行に向けた個別支援計画の充実及び地域相談支援の利用促進を図ります。



《取組方法等》

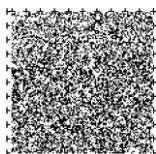
② 社会参加の促進

- ・ 情報伝達（コミュニケーション）手段の確保のため、障がい者への情報提供の充実、点訳・朗読奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣などを行います。
- ・ 重度の視覚障がい等のある人の外出する機会を確保するため、ガイドヘルパーの質の向上に努めます。また、盲導犬等の身体障がい者補助犬の給付等に取り組むとともに、公共施設や民間施設などにおける身体障がい者補助犬の受け入れに関する普及啓発を行います。
- ・ 盲ろう者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した通訳・介助員の養成・派遣を行います。

《各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数》

《数値目標》

	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
必要入所定員総数	1,574人分	1,548人分	1,522人分





(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

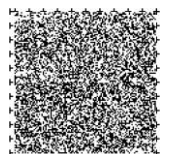
《数値目標》

事 項	目標値	考え方	
退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均	令和元年度 (2019 年度)	320.1 日	令和元年 3 月の精神病床からの退院者の平均生活日数
	令和 8 年度 (2026 年度)	325.3 日	令和 8 年 3 月の精神病床からの退院者の平均生活日数
入院後 3 か月時点の退院率	令和元年度 (2019 年度)	57.1%	令和元年 3 月に入院した患者の入院後 3 か月時点の退院率
	令和 8 年度 (2026 年度)	68.9%	令和 8 年 3 月に入院した患者の入院後 3 か月時点の退院率
入院後 6 か月時点の退院率	令和元年度 (2019 年度)	74.3%	令和元年 3 月に入院した患者の入院後 6 か月時点の退院率
	令和 8 年度 (2026 年度)	84.5%	令和 8 年 3 月に入院した患者の入院後 6 か月時点の退院率
入院後 1 年時点の退院率	令和元年度 (2019 年度)	82.8%	令和元年 3 月に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率
	令和 8 年度 (2026 年度)	91.0%	令和 8 年 3 月に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率
入院期間 1 年以上の長期入院患者数の減少 (入院患者数)	令和 4 年度 (2022 年)	65 歳未満 799 人 65 歳以上 2,622 人	令和 4 年時点の 1 年以上の長期入院患者数
	令和 8 年度 (2023 年度末)	65 歳未満 625 人 65 歳以上 1,664 人	令和 8 年度末時点の 1 年以上の長期入院患者数 (国の推計式により設定)

《取組方法等》

① 地域移行・地域定着の推進

- ・ 障がい保健福祉圏域に設置している「精神障がい者地域移行支援協議会」と、県レベルの協議の場として設置している「宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会」が重層的に連携し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等による支援体制の構築に努めます。

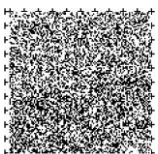


## 《取組方法等》

- ・ 入院後できる限り早い段階から、精神障がい者の意向等を踏まえて、市町村や障害福祉サービス事業所と連携した退院支援が行われるよう、病院スタッフへの理解・促進を図ります。
- ・ 精神障がい者が、自らの疾患や病状について正しく理解し、退院に向けた意欲を持てるよう、病院スタッフの働きかけとともに、ピアサポート（当事者による支援）の活用などによる退院支援を促進します。
- ・ 精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着に向けた適切な支援体制を確保するため、精神保健福祉医療分野に限らず、支援に従事する者等に対する研修を行います。

### ② 地域生活の支援

- ・ 退院後の精神障がい者が、地域で福祉サービスを受けながら適切な医療を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、医療機関と連携して病状の悪化や再発に迅速かつ適切に対応する等の体制整備に努めます。
- ・ 高齢者の地域生活への移行に当たっては、介護保険制度による対応も考慮し、地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、地域の様々な関係機関と連携しながら、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修や、相談機関及び医療機関の周知等に取り組みます。
- ・ 地域生活を支える支援団体・当事者団体の育成や組織化を図るため、宮崎県精神保健福祉連絡協議会を通じて、家族会や断酒会等への支援を行います。



### (3) 地域生活支援の充実

#### 《数値目標》

事 項	目標値	備 考
地域生活支援拠点等の設置市町村数	全市町村に設置	令和8年度末(2027年3月末)までに全市町村に設置
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	
強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握を行った市町村数	全市町村	
強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備を行った市町村数	全市町村	

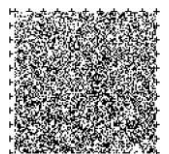
#### 《取組方法等》

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、各市町村又は各圏域において、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、地域自立支援協議会等の場を通じた検討を進めていきます。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

県では、地域生活支援拠点等の整備に向け、市町村等に対して研修会等を継続して開催するとともに基幹相談支援センターの相談支援専門員等で構成するアドバイザー派遣等の支援を行います。

さらに、障がい者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要があるため、地域生活支援拠点等が整備された後も、地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行います。



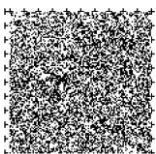
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《数値目標》

事 項	基準値 (R 3年度末) (2022年3月末)	目標値 (R 8年度末) (2027年3月末)
① 年間一般就労移行者数	202人	258人
② 就労移行支援事業の年間一般就労移行者数	138人	180人
③ 就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	70人	90人
④ 就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	76人	97人
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	106人	150人
⑥ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	(新設)	全事業所の5割以上
⑦ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	(新設)	全事業所の2割5分以上

《活動指標》

事 項	数 値
① 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者に対する職業訓練の受講者数	21人
② 福祉施設から公共職業安定所へ誘導した福祉施設利用者数	400人
③ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数	100人
④ 福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて一般就労する者の数	200人



## 《取組方法等》

### ◎ 一般就労支援施策の充実

#### ① 普及啓発の推進

障がい者の雇用に関する理解を深めるため、障がい者雇用コーディネーターや特別支援学校職員及び自立支援推進員等による事業所訪問など、関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえて普及啓発に取り組みます。

また、毎年9月の「障がい者雇用支援月間」には、宮崎労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部と連携して、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰式を開催するとともに、企業向けセミナーの開催や啓発資料の作成・配布など、企業や一般県民に対する普及啓発を推進します。

#### ② 求人開拓や就職相談、職場定着指導の推進

一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、公共職業安定所などの関係機関と連携しながら、障害者就業・生活支援センターによる求人開拓や就職相談、職場定着指導を行います。

また、特別支援学校の一般就労希望者に対しては特別支援学校職員及び自立支援推進員による産業現場等における実習及び就職先の開拓や就職後の職場定着支援を行います。

#### ③ 障がい者の態様に応じたきめ細かで多様な職業訓練等の推進

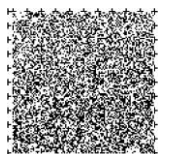
- ・ 企業や民間教育訓練機関等に委託して効果的な職業訓練の実施や在宅就労を希望する障がい者に対する支援など、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を推進します。
- ・ 関係機関とも連携を図り、就職（一般就労）を希望する障がい者については、その障がいの特性に応じたきめ細かな職業訓練を支援します。

#### ④ 在宅障がい者への就労支援

上記③の職業訓練のほかにも、通勤困難な障がい者の在宅での一般就労を支援するため、インターネットを活用した在宅での研修を実施します。

#### ⑤ 就職機会の拡大

障がい者の就職機会の増大を図るため、就職を希望する障がい者と求人事業所による就職合同面接会を、公共職業安定所と協力して開催します。



## 《取組方法等》

### ⑥ 障がい者福祉施設における就労系サービスの充実

- ・ 障がい者の一般就労を促進するために就労系サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業）の充実を図り、必要な訓練、企業における実習、職場開拓、職場定着のための支援などを実施します。
- ・ また、就労定着支援事業の整備により、就労に伴う環境の変化による生活面の課題を解決するための支援を実施します。

### ⑦ 特別支援教育における取組の推進

特別な教育的支援が必要な子どもの将来の自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに一般就労を目指して、知識・技能やコミュニケーション能力・社会性が向上するよう子どもの発達段階に応じた体験的な活動や作業学習、職場見学・産業現場等における実習など職業教育の充実を図ります。

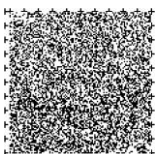
### ⑧ 関係機関との連携強化

労働・福祉・教育の各分野の行政機関や企業・事業所、障がい者就労支援機関、障がい者福祉施設、学校、障がい者団体等で構成する「宮崎県障がい者雇用促進協議会」を設置しており、障がい者の就労促進のための施策等について検討を行い、官民一体となってその推進を図ります。

### ◎ 一般就労が困難な障がい者への就労支援

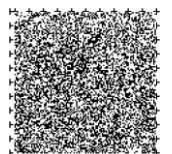
一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援事業や地域生活支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。

また、障がい者の工賃向上を図るため、農福連携の推進や経営の専門家による事業所に対する個別指導、研修会の開催、事業所製品の共同販売の実施などに取り組みます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等  
《数値目標》

事 項		基準値 (R4年度末) (2023年3月末)	目標値 (R8年度末) (2027年3月末)	備 考
児童発達支援センターの数		14箇所	16箇所	令和8年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上設置
保育所等訪問支援事業所の数		47箇所	57箇所	令和8年度末までに全市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数		児童発達支援事業所 10箇所 放課後等デイサービス 11箇所	児童発達支援事業所 12箇所 放課後等デイサービス 13箇所	令和8年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置数	協議の場	県 1箇所 市町村 21箇所 (圏域設置を含む)	県 1箇所 市町村 26箇所 (圏域設置を含む)	令和8年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
	コーディネーター数	県 1箇所 (医療的ケア児支援センター) 市町村 10箇所 (圏域設置を含む)	県 1箇所 (医療的ケア児支援センター) 市町村 26箇所 (圏域設置を含む)	



## 《取組方法等》

### ① 地域の中核的機能を持った児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターを、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市町村と緊密な連携を図り、障がい児の発達支援や家族の支援、地域の障害児通所支援事業所等への指導・助言・職員の研修など、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関としての機能強化を図り、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制を整備します。

### ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の整備

児童発達支援センターが、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うなど、専門的機能強化を図り、地域におけるインクルージョン推進の中核機関としての整備に努めます。

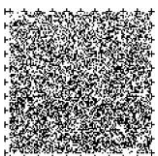
また、保育所等との協働を推進するため、保育所等訪問支援などを活用し、関係各機関と協力して、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を図ります。

### ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

保育、保健医療、教育等の関係機関と連携しながら、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進め、令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

### ④ 事業所の専門的機能強化のための支援

事業所の看護師等を対象とした研修を実施するなど、重症心身障がい児や医療的ケア児支援に当たる職員の知識及び技術の高度化を推進するとともに、市町村と連携して地域における課題の整理や地域資源の開発等を進め、専門的機能を持った事業所の充実を図ります。





## 《取組方法等》

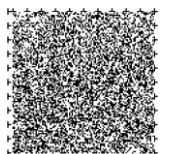
### ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が、心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の必要な支援を受けられるよう、各関係機関による協議の場を設置し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、総合的な支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の各関係機関の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして養成し、各市町村又は各圏域での配置を目指します。

### ⑥ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整の責任主体を明確化し、市町村、障害児入所施設等の関係者と連携し、移行調整に係る協議の場を設置し、移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行っていきます。



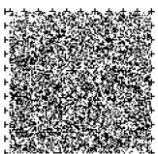
(6) 相談支援体制の充実・強化等

《数値目標等》

事 項	目標値 (R 8 年度末) (2027 年 3 月末)	備考
基幹相談支援センターを設置する市町村数	全市町村に設置	(新規)
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	29人	(新規)
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	2,876件	(新規)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	183回	(新規)
個別事例の支援内容の検証の実施回数	105回	(新規)
地域自立支援協議会を設置する市町村数	全市町村に設置	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	85回	(新規)
協議会への参加事業者(機関)数	561者	(新規)
協議会の専門部会の設置数	65部会	(新規)
協議会の専門部会の実施回数	437回	(新規)

《取組方法等》

共生社会の実現に寄与することを目指して、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置促進・機能強化等を図るとともに、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題改善に取り組む場である地域自立支援協議会の活性化を図るため、市町村等に対して、主任相談支援専門員等で構成するアドバイザー派遣等の支援を行います。



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

《数値目標》

事 項	目 標 値	備 考
指導監査結果の関係市町村との共有	全市町村と共有	

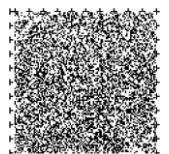
《活動指標》

事 項		数 値	備 考
相談支援 従事者研 修	初任者研修修了者数	120人	(新規)
	現任研修修了者数	120人	(新規)
	主任相談支援専門員研修修了者数	10人	(新規)
サービス 管理責任 者等研修	基礎研修修了者数	220人	(新規)
	実践研修修了者数	110人	(新規)
	更新研修修了者数	180人	(新規)
専門コー ス別研修	実施回数	年1回	(新規)
	修了者数	100人	(新規)

《取組方法等》

県の指導監査結果を関係市町村と共有することで、適正な運営を行っている事業所の確保を図ります。

障がい者を取り巻く課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、相談支援専門員、主任相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成研修を実施し、人材の確保・育成を図ります。



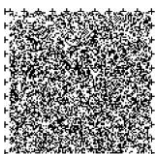
3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の必要見込量並びにその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み

【障がい保健福祉圏域名；県内全域】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	38,907 時間分 1,855 人	41,050 時間分 1,954 人	43,284 時間分 2,060 人
重度訪問介護	18,102 時間分 74 人	19,770 時間分 82 人	21,999 時間分 93 人
同行援護	11,110 時間分 420 人	11,396 時間分 431 人	11,674 時間分 441 人
行動援護	667 時間分 24 人	680 時間分 26 人	710 時間分 28 人
重度障害者等包括支援	320,000 単位 4 人	320,000 単位 4 人	480,000 単位 6 人



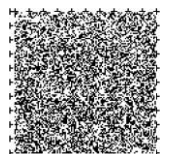
【障がい保健福祉圏域名；県内全域】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	69,815 人日分 3,482 人	71,994 人日分 3,586 人	74,336 人日分 3,698 人
自立訓練（機能訓練）	806 人日分 46 人	934 人日分 52 人	1,041 人日分 57 人
就労選択支援	- 人	210 人	271 人
自立訓練（生活訓練）	3,402 人日分 219 人	3,753 人日分 240 人	4,114 人日分 263 人
就労移行支援	9,175 人日分 505 人	9,889 人日分 542 人	10,834 人日分 593 人
就労継続支援（A型）	21,351 人日分 1,127 人	22,711 人日分 1,197 人	24,021 人日分 1,263 人
就労継続支援（B型）	62,545 人日分 3,444 人	65,560 人日分 3,604 人	69,461 人日分 3,778 人
就労定着支援	138 人	163 人	196 人
療養介護	306 人	310 人	315 人
短期入所（福祉型）	4,024 人日分 621 人	4,267 人日分 657 人	4,479 人日分 688 人
短期入所（医療型）	569 人日分 99 人	600 人日分 104 人	626 人日分 109 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	55 人	66 人	77 人
共同生活援助	1,751 人	1,876 人	2,005 人
施設入所支援	1,605 人	1,577 人	1,544 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	21 箇所 29 回	22 箇所 31 回	26 箇所 34 回



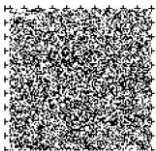
【障がい保健福祉圏域名；県内全域】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	3,425人	3,662人	3,912人
地域移行支援	31人	40人	54人
地域定着支援	98人	110人	125人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	15,088人日分 1,329人	15,956人日分 1,408人	17,020人日分 1,491人
放課後等デイサービス	49,106人日分 3,389人	53,345人日分 3,673人	57,699人日分 3,964人
保育所等訪問支援	861人日分 343人	1,015人日分 398人	1,205人日分 467人
居宅訪問型児童発達支援	64人日分 9人	79人日分 11人	109人日分 14人
福祉型児童入所支援	108人	108人	108人
医療型児童入所支援	41人	41人	41人
障害児相談支援	1,399人	1,528人	1,667人
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置市町村数	21箇所	21箇所	26箇所



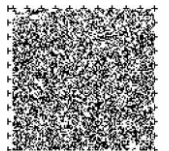
【障がい保健福祉圏域名；県内全域】

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分		令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援		28人	31人	36人
精神障がい者の地域定着支援		68人	83人	105人
精神障がい者の共同生活援助		655人	710人	805人
精神障がい者の自立生活援助		46人	53人	65人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)		197人	239人	293人
精神病床からの退院後の 行き先別の退院患者	在宅	186人	186人	186人
	障害福祉施設	11人	11人	11人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

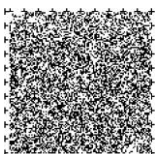
※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



【障がい保健福祉圏域名；宮崎東諸県】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	22,071 時間分 817 人	23,628 時間分 874 人	25,297 時間分 936 人
重度訪問介護	11,315 時間分 37 人	12,810 時間分 43 人	14,500 時間分 49 人
同行援護	5,461 時間分 200 人	5,466 時間分 200 人	5,471 時間分 201 人
行動援護	18 時間分 3 人	20 時間分 4 人	23 時間分 4 人
重度障害者等包括支援	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人





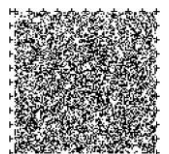
【障がい保健福祉圏域名：宮崎東諸県】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	21,949 人日分 1,152 人	22,362 人日分 1,174 人	22,795 人日分 1,197 人
自立訓練（機能訓練）	309 人日分 21 人	323 人日分 22 人	338 人日分 23 人
就労選択支援	- 人	24 人	52 人
自立訓練（生活訓練）	1,269 人日分 93 人	1,381 人日分 101 人	1,507 人日分 110 人
就労移行支援	4,158 人日分 238 人	4,246 人日分 243 人	4,352 人日分 249 人
就労継続支援（A型）	10,139 人日分 551 人	10,387 人日分 565 人	10,653 人日分 580 人
就労継続支援（B型）	17,918 人日分 1,060 人	18,420 人日分 1,090 人	19,538 人日分 1,121 人
就労定着支援	58 人	70 人	84 人
療養介護	95 人	95 人	96 人
短期入所（福祉型）	1,553 人日分 252 人	1,606 人日分 261 人	1,660 人日分 270 人
短期入所（医療型）	346 人日分 61 人	363 人日分 64 人	379 人日分 67 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	15 人	17 人	19 人
共同生活援助	525 人	571 人	622 人
施設入所支援	449 人	444 人	439 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3 箇所 5 回	3 箇所 5 回	3 箇所 5 回



【障がい保健福祉圏域名：宮崎東諸県】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	1,360人	1,489人	1,631人
地域移行支援	6人	9人	12人
地域定着支援	51人	55人	59人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

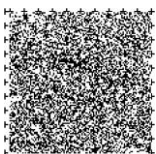
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	3,516 人日分 277 人	3,770 人日分 297 人	4,050 人日分 319 人
放課後等デイサービス	18,598 人日分 1,357 人	20,463 人日分 1,493 人	22,519 人日分 1,643 人
保育所等訪問支援	327 人日分 109 人	419 人日分 141 人	542 人日分 184 人
居宅訪問型児童発達支援	30 人日分 3 人	43 人日分 4 人	55 人日分 5 人
福祉型児童入所支援	45 人	45 人	45 人
医療型児童入所支援	17 人	17 人	17 人
障害児相談支援	484 人	547 人	618 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町村数	3 箇所	3 箇所	3 箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	5 人	5 人	5 人
精神障がい者の地域定着支援	40 人	51 人	65 人
精神障がい者の共同生活援助	315 人	337 人	398 人
精神障がい者の自立生活援助	17 人	17 人	17 人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	144 人	179 人	223 人

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

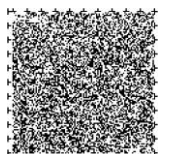
※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



【障がい保健福祉圏域名；日南串間】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	370 時間分 37 人	400 時間分 40 人	430 時間分 43 人
重度訪問介護	280 時間分 4 人	350 時間分 5 人	500 時間分 7 人
同行援護	480 時間分 16 人	570 時間分 19 人	660 時間分 22 人
行動援護	10 時間分 1 人	20 時間分 2 人	30 時間分 3 人
重度障害者等包括支援	0 単位 0 人	0 単位 0 人	80,000 単位 1 人



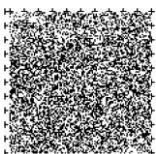
【障がい保健福祉圏域名；日南串間】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	5,454 人日分 252 人	6,236 人日分 288 人	7,101 人日分 328 人
自立訓練（機能訓練）	66 人日分 3 人	66 人日分 3 人	66 人日分 3 人
就労選択支援	- 人	18 人	30 人
自立訓練（生活訓練）	268 人日分 14 人	322 人日分 17 人	380 人日分 21 人
就労移行支援	340 人日分 17 人	380 人日分 19 人	480 人日分 24 人
就労継続支援（A型）	1,084 人日分 50 人	1,402 人日分 66 人	1,720 人日分 82 人
就労継続支援（B型）	5,514 人日分 279 人	5,929 人日分 300 人	6,658 人日分 337 人
就労定着支援	4 人	6 人	8 人
療養介護	34 人	37 人	40 人
短期入所（福祉型）	150 人日分 18 人	184 人日分 22 人	228 人日分 27 人
短期入所（医療型）	18 人日分 4 人	18 人日分 4 人	18 人日分 4 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	14 人	16 人	18 人
共同生活援助	154 人	160 人	166 人
施設入所支援	153 人	151 人	149 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	2 箇所 3 回	2 箇所 3 回	2 箇所 3 回



【障がい保健福祉圏域名；日南串間】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	150人	158人	167人
地域移行支援	2人	2人	4人
地域定着支援	1人	1人	2人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

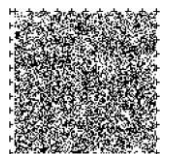
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	1,199人日分 82人	1,362人日分 93人	1,525人日分 104人
放課後等デイサービス	2,728人日分 163人	2,930人日分 175人	3,148人日分 188人
保育所等訪問支援	59人日分 15人	68人日分 18人	78人日分 22人
居宅訪問型児童発達支援	17人日分 2人	17人日分 2人	17人日分 2人
福祉型児童入所支援	7人	7人	7人
医療型児童入所支援	2人	2人	2人
障害児相談支援	49人	52人	55人
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置市町村数	1箇所	1箇所	2箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	4人	4人	5人
精神障がい者の地域定着支援	3人	3人	4人
精神障がい者の共同生活援助	53人	55人	56人
精神障がい者の自立生活援助	12人	14人	17人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	6人	7人	9人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

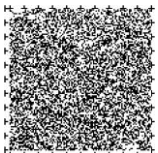
※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



【障がい保健福祉圏域名；都城北諸県】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	6,199 時間分 392 人	6,378 時間分 411 人	6,554 時間分 433 人
重度訪問介護	3,011 時間分 9 人	3,054 時間分 9 人	3,101 時間分 9 人
同行援護	1,326 時間分 53 人	1,394 時間分 55 人	1,464 時間分 56 人
行動援護	490 時間分 11 人	491 時間分 11 人	493 時間分 11 人
重度障害者等包括支援	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人



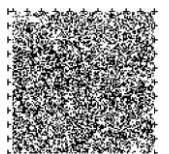
【障がい保健福祉圏域名；都城北諸県】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	12,724 人日分 564 人	13,106 人日分 580 人	13,471 人日分 595 人
自立訓練（機能訓練）	23 人日分 1 人	46 人日分 2 人	46 人日分 2 人
就労選択支援	- 人	35 人	40 人
自立訓練（生活訓練）	558 人日分 35 人	587 人日分 36 人	616 人日分 38 人
就労移行支援	2,197 人日分 112 人	2,604 人日分 133 人	3,091 人日分 158 人
就労継続支援（A型）	2,847 人日分 139 人	2,971 人日分 145 人	3,098 人日分 150 人
就労継続支援（B型）	12,065 人日分 603 人	12,966 人日分 647 人	13,874 人日分 690 人
就労定着支援	40 人	42 人	44 人
療養介護	52 人	53 人	53 人
短期入所（福祉型）	681 人日分 112 人	716 人日分 118 人	751 人日分 124 人
短期入所（医療型）	30 人日分 5 人	30 人日分 5 人	30 人日分 5 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	0 人	0 人	1 人
共同生活援助	278 人	308 人	338 人
施設入所支援	248 人	242 人	235 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検計の実施回数)	2 箇所 3 回	2 箇所 3 回	2 箇所 3 回



【障がい保健福祉圏域名；都城北諸県】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	547人	578人	609人
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	29人	30人	31人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

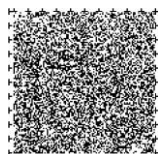
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	3,939人日分 421人	4,184人日分 444人	4,444人日分 468人
放課後等デイサービス	11,971人日分 812人	13,046人日分 879人	14,022人日分 937人
保育所等訪問支援	281人日分 103人	307人日分 112人	334人日分 121人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人	0人日分 0人	3人日分 1人
福祉型児童入所支援	20人	20人	20人
医療型児童入所支援	7人	7人	7人
障害児相談支援	327人	348人	370人
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置市町村数	2箇所	2箇所	2箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	13人	13人	13人
精神障がい者の共同生活援助	101人	121人	141人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	17人	18人	19人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

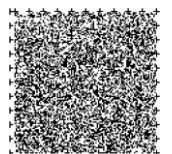




【障がい保健福祉圏域名；西諸県】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	1,059 時間分 64 人	1,080 時間分 65 人	1,102 時間分 66 人
重度訪問介護	435 時間分 7 人	455 時間分 7 人	485 時間分 7 人
同行援護	40 時間分 3 人	53 時間分 4 人	56 時間分 4 人
行動援護	28 時間分 3 人	28 時間分 3 人	28 時間分 3 人
重度障害者等包括支援	- 単位 - 人	- 単位 - 人	- 単位 - 人



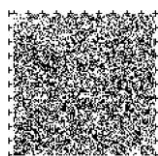
【障がい保健福祉圏域名：西諸県】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	6,198 人日分 316 人	6,198 人日分 316 人	6,198 人日分 316 人
自立訓練（機能訓練）	46 人日分 2 人	46 人日分 2 人	46 人日分 2 人
就労選択支援	- 人	5 人	14 人
自立訓練（生活訓練）	444 人日分 23 人	499 人日分 26 人	569 人日分 29 人
就労移行支援	576 人日分 32 人	613 人日分 33 人	668 人日分 37 人
就労継続支援（A型）	930 人日分 52 人	1,041 人日分 58 人	1,147 人日分 64 人
就労継続支援（B型）	4,424 人日分 248 人	4,608 人日分 258 人	4,792 人日分 268 人
就労定着支援	4 人	5 人	7 人
療養介護	16 人	16 人	16 人
短期入所（福祉型）	396 人日分 53 人	429 人日分 57 人	429 人日分 57 人
短期入所（医療型）	12 人日分 1 人	12 人日分 1 人	12 人日分 1 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	159 人	164 人	168 人
施設入所支援	165 人	162 人	158 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3 箇所 3 回	3 箇所 3 回	3 箇所 3 回



【障がい保健福祉圏域名：西諸県】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	169人	172人	175人
地域移行支援	2人	4人	7人
地域定着支援	1人	2人	3人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

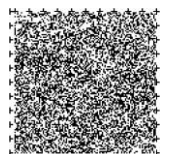
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	1,951 人日分 219人	2,051 人日分 229人	2,151 人日分 239人
放課後等デイサービス	3,919 人日分 309人	4,253 人日分 336人	4,600 人日分 364人
保育所等訪問支援	74 人日分 69人	81 人日分 75人	89 人日分 81人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分 0人	0 人日分 0人	0 人日分 0人
福祉型児童入所支援	6人	6人	6人
医療型児童入所支援	1人	1人	1人
障害児相談支援	142人	2,376人	2,572人
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置市町村数	3箇所	3箇所	3箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	2人
精神障がい者の共同生活援助	68人	69人	70人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	5人	5人	5人

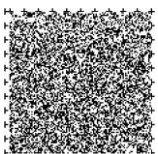
※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



## ○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	2,191 時間分 163 人	2,281 時間分 170 人	2,355 時間分 176 人
重度訪問介護	673 時間分 8 人	713 時間分 9 人	1,025 時間分 12 人
同行援護	1,339 時間分 58 人	1,426 時間分 62 人	1,513 時間分 66 人
行動援護	51 時間分 4 人	51 時間分 4 人	66 時間分 5 人
重度障害者等包括支援	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人	160,000 単位 2 人



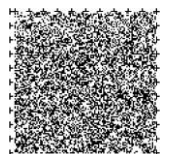
【障がい保健福祉圏域名：西都児湯】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	7,405 人日分 358 人	7,513 人日分 363 人	7,619 人日分 368 人
自立訓練（機能訓練）	160 人日分 7 人	183 人日分 8 人	229 人日分 10 人
就労選択支援	- 人	43 人	45 人
自立訓練（生活訓練）	509 人日分 30 人	544 人日分 32 人	579 人日分 34 人
就労移行支援	1,060 人日分 56 人	1,116 人日分 59 人	1,193 人日分 63 人
就労継続支援（A型）	2,730 人日分 138 人	2,896 人日分 146 人	3,039 人日分 153 人
就労継続支援（B型）	8,005 人日分 417 人	8,232 人日分 428 人	8,455 人日分 439 人
就労定着支援	20 人	23 人	31 人
療養介護	54 人	54 人	55 人
短期入所（福祉型）	410 人日分 60 人	452 人日分 66 人	480 人日分 70 人
短期入所（医療型）	132 人日分 19 人	146 人日分 21 人	153 人日分 22 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	9 人	12 人	15 人
共同生活援助	216 人	227 人	239 人
施設入所支援	183 人	180 人	174 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3 箇所 3 回	4 箇所 4 回	7 箇所 6 回



【障がい保健福祉圏域名：西都児湯】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	371人	391人	414人
地域移行支援	7人	8人	10人
地域定着支援	6人	9人	12人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

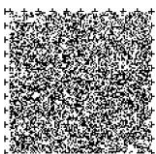
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	1,585人日分 151人	1,592人日分 160人	1,753人日分 170人
放課後等デイサービス	5,335人日分 319人	5,603人日分 334人	5,871人日分 349人
保育所等訪問支援	96人日分 34人	112人日分 37人	130人日分 42人
居宅訪問型児童発達支援	5人日分 2人	5人日分 2人	20人日分 3人
福祉型児童入所支援	12人	12人	12人
医療型児童入所支援	7人	7人	7人
障害児相談支援	136人	142人	149人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町村数	3箇所	3箇所	7箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	5人	6人	7人
精神障がい者の地域定着支援	3人	5人	6人
精神障がい者の共同生活援助	19人	21人	23人
精神障がい者の自立生活援助	3人	5人	7人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	5人	7人	8人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

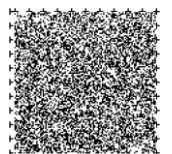
※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



【障がい保健福祉圏域名：日向入郷】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	3,077 時間分 192 人	3,146 時間分 195 人	3,215 時間分 199 人
重度訪問介護	1,504 時間分 49 人	1,375 時間分 6 人	1,375 時間分 6 人
同行援護	6,059 時間分 212 人	1,504 時間分 49 人	1,504 時間分 49 人
行動援護	70 時間分 2 人	70 時間分 2 人	70 時間分 2 人
重度障害者等包括支援	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人	80,000 単位 1 人



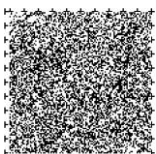
【障がい保健福祉圏域名：日向入郷】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	5,627 人日分 312 人	5,748 人日分 318 人	5,873 人日分 324 人
自立訓練（機能訓練）	133 人日分 9 人	133 人日分 9 人	133 人日分 9 人
就労選択支援	- 人	46 人	48 人
自立訓練（生活訓練）	192 人日分 12 人	209 人日分 13 人	225 人日分 14 人
就労移行支援	195 人日分 14 人	210 人日分 15 人	238 人日分 17 人
就労継続支援（A型）	1,450 人日分 89 人	1,523 人日分 93 人	1,574 人日分 95 人
就労継続支援（B型）	5,579 人日分 339 人	5,845 人日分 354 人	6,134 人日分 370 人
就労定着支援	4 人	6 人	8 人
療養介護	22 人	22 人	22 人
短期入所（福祉型）	251 人日分 50 人	273 人日分 53 人	296 人日分 56 人
短期入所（医療型）	17 人日分 4 人	17 人日分 4 人	17 人日分 4 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	14 人	16 人	17 人
共同生活援助	176 人	182 人	189 人
施設入所支援	163 人	158 人	152 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	5 箇所 9 回	5 箇所 10 回	5 箇所 10 回





【障がい保健福祉圏域名；日向入郷】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	360人	387人	414人
地域移行支援	6人	8人	11人
地域定着支援	5人	7人	11人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

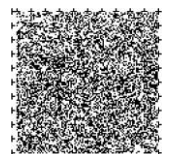
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	1,026人日分 62人	1,077人日分 65人	1,129人日分 68人
放課後等デイサービス	2,007人日分 133人	2,157人日分 138人	2,307人日分 143人
保育所等訪問支援	8人日分 5人	10人日分 6人	12人日分 7人
居宅訪問型児童発達支援	12人日分 2人	12人日分 2人	12人日分 2人
福祉型児童入所支援	8人	8人	8人
医療型児童入所支援	3人	3人	3人
障害児相談支援	61人	66人	71人
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター の配置市町村数	5箇所	5箇所	5箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	5人	6人	8人
精神障がい者の地域定着支援	5人	6人	8人
精神障がい者の共同生活援助	26人	28人	30人
精神障がい者の自立生活援助	10人	12人	14人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	9人	10人	12人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

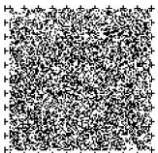
※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



【障がい保健福祉圏域名；宮崎県北部】

○訪問系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
居宅介護	3,940 時間分 190 人	4,137 時間分 199 人	4,331 時間分 207 人
重度訪問介護	1,013 時間分 3 人	1,013 時間分 3 人	1,013 時間分 3 人
同行援護	960 時間分 41 人	983 時間分 42 人	1,006 時間分 43 人
行動援護	0 時間分 0 人	0 時間分 0 人	0 時間分 0 人
重度障害者等包括支援	0 単位 0 人	0 単位 0 人	0 単位 0 人



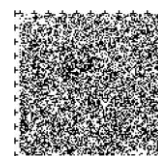
【障がい保健福祉圏域名；宮崎県北部】

○日中活動系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
生活介護	10,458 人日分 528 人	10,831 人日分 547 人	11,279 人日分 570 人
自立訓練（機能訓練）	69 人日分 3 人	137 人日分 6 人	183 人日分 8 人
就労選択支援	- 人	39 人	42 人
自立訓練（生活訓練）	162 人日分 12 人	211 人日分 15 人	238 人日分 17 人
就労移行支援	649 人日分 36 人	720 人日分 40 人	812 人日分 45 人
就労継続支援（A型）	2,171 人日分 108 人	2,491 人日分 124 人	2,790 人日分 139 人
就労継続支援（B型）	9,040 人日分 498 人	9,560 人日分 527 人	10,010 人日分 553 人
就労定着支援	8 人	11 人	14 人
療養介護	33 人	33 人	33 人
短期入所（福祉型）	583 人日分 76 人	607 人日分 80 人	635 人日分 84 人
短期入所（医療型）	14 人日分 5 人	14 人日分 5 人	17 人日分 6 人

○居住系サービス

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
自立生活援助	3 人	5 人	7 人
共同生活援助	243 人	264 人	283 人
施設入所支援	244 人	240 人	237 人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3 箇所 3 回	3 箇所 3 回	4 箇所 4 回



【障がい保健福祉圏域名；宮崎県北部】

○相談支援

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
計画相談支援	468人	487人	502人
地域移行支援	5人	6人	7人
地域定着支援	5人	6人	7人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

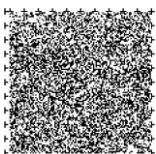
区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
児童発達支援	1,872人日分 117人	1,920人日分 120人	1,968人日分 123人
放課後等デイサービス	4,548人日分 296人	4,893人日分 318人	5,232人日分 340人
保育所等訪問支援	16人日分 8人	18人日分 9人	20人日分 10人
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人	2人日分 1人	2人日分 1人
福祉型児童入所支援	11人	11人	11人
医療型児童入所支援	4人	4人	4人
障害児相談支援	200人	221人	242人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置市町村数	4箇所	4箇所	4箇所

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度 (2025年3月末)	令和7年度 (2026年3月末)	令和8年度 (2027年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	5人	6人	7人
精神障がい者の地域定着支援	3人	4人	7人
精神障がい者の共同生活援助	73人	79人	87人
精神障がい者の自立生活援助	2人	3人	6人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	11人	13人	17人

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量



(2) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

《取組方法等》

◎ 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス・日中系サービス等の提供体制の整備及び質的・量的充実

地域で生活する障がい者等が、可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう、市町村や関係機関等と連携しながら、訪問系サービスや日中系サービスなどのサービス提供体制の整備を図るとともに、事業所等に対する指導・助言、サービス提供に係る人材の研修等を通じ、サービスの質的・量的充実を図ります。

② 居住系サービスの拡充

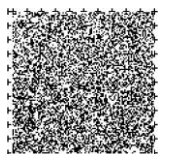
障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活が送れるよう、また、施設入所者が地域生活へ移行できるよう、グループホームの拡充を積極的に推進します。

◎ 指定地域相談支援、指定計画相談支援

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の活用による地域移行の推進や在宅の障がい者の地域生活の支援を行うため、研修等を通じた制度の普及促進を図ります。

計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者の拡大等に対応した計画的な人材育成を進めるとともに、相談支援の質の向上に取り組みます。

また、共生社会の実現に寄与することを目指し、地域自立支援協議会を通じた地域の社会資源の開発や基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、その担い手となる地域のリーダー養成に取り組みます。



## 《取組方法等》

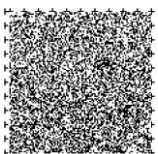
### ◎ 障がい児支援

小学校就学前の障がい児を対象とした児童発達支援や就学児を対象とした放課後等デイサービスの事業所はいずれも増加傾向にあるものの、地域や支援内容に偏在がみられることから、より身近な地域で障がい種別や年齢の別に応じた良質な支援が受けられるよう、市町村等の関係機関と連携しながら、特に事業所が少ない地域における開設促進に向けた指導・助言を行うとともに、各種の研修などを通じて障がい児支援に携わる人材の育成に努め、障がい児支援の質と専門性の向上とサービスの均てん化を図ります。

児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市町村と緊密な連携を図り、障がい児の発達支援や家族の支援、地域の障害児通所支援事業所等への指導・助言・職員の研修など、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関としての機能強化を図り、児童に適したより手厚い療育を提供できる体制の整備を目指します。

また、障害児入所施設については、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整の責任主体を明確化し、市町村、障害児入所施設等の関係者と連携し、移行調整に係る協議の場を設置し、移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を図っていきます。

また、短期入所（医療型）の提供体制の確保・充実のため、医療機関等の空床利用による重症心身障がい児、医療的ケア児の短期入所（医療型）の受入れを促進し、受入れを行う医療機関等の看護師等への研修を支援します。



#### 4 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

##### (1) サービス提供に係る人材の研修

障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが重要です。

そのため、障がい者施策の動向に適切に対応しながら、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修を計画的に実施するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成等に、引き続き取り組んでいきます。

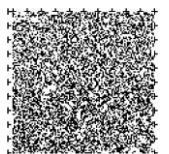
また、行動障がいのある方に対しては、障がい特性の理解に基づく特に専門的な支援が必要なことから、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施します。

##### (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

施設におけるサービスの内容や提供体制等について、利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進し、障がい者が良質な福祉サービスを気軽に利用できる環境づくりを推進します。

##### (3) 障がい者に対する虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族への専門的な相談の提供、事業者・市町村職員に対する研修や支援の実施、事業者への適切な指導監査等を通じ、障がい者に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。



## 5 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組

### (1) 障がい者等に対する虐待の防止（再掲）

相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修を通じて、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対する、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合に通報を行うなどの意識の啓発を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等の設置者や管理者に対しては、集団指導等により、障がい者虐待防止・権利擁護研修の受講の徹底及び虐待防止委員会の設置の促進等に努めます。

### (2) 意思決定支援の促進

相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及・啓発を図ります。

### (3) 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動を支援するセンター等により、文化芸術活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動をサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

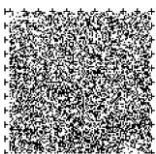
### (4) 障がいを理由とする差別の解消の促進

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」に基づき、障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を行うとともに、市町村の相談窓口担当職員等に対する研修を実施し、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

### (5) 施設等における防犯・防災対策の充実・強化

指定障害福祉サービス事業所への集団指導等により、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の充実・強化へ繋がる有効な取組等について情報提供等を行います。

また、県では、災害時において一般の方にとどのように配慮してほしいかなど当事者の声を反映させ作成した改訂版「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」により普及啓発に努めます。





**(6) 共生型サービスへの積極的な対応促進**

障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすることや福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、障がい福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくする「共生型サービス」が平成30年4月から新たに創設されました。

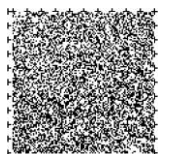
新規事業者については、指定に係る事前相談において適切な助言を行うとともに、介護保険部門とも連携し、事業者の共生型サービスへの積極的な対応促進を図ります。

**(7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用**

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。

このため、障害福祉サービス事業所等に対して、基本情報（所在地、従業員数、営業時間、事業内容等）及び運営情報（関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組等）などの報告を求め、報告された内容を県のホームページ等で公表する障害福祉サービス等情報公表制度が平成30年4月から新たに創設されました。

事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けて取り組めます。



## 6 県地域生活支援事業の実施に関する事項

### (1) 専門性の高い相談支援事業

#### ① 発達障害者支援センター運営事業

##### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実施見込み箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
実利用見込み数	1,000人	1,000人	1,000人

##### 《取組方法等》

発達障がいに関する様々な問題について、発達障がいのある人とその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、福祉、保健、医療、教育、就労等の各分野の関係機関と更なる連携を図り、協力して支援に取り組みます。

また、地域で相談支援を行う児童発達支援センター等のバックアップ支援を行います。

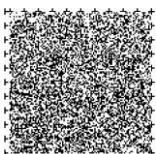
#### ② 障害者就業・生活支援センター事業

##### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
支援登録者数（累計）	4,500人	4,550人	4,600人
就職者数	270人	296人	322人

##### 《取組方法等》

労働・福祉・教育の各行政機関、市町村、民間事業者、障がい者団体等関係機関及び7か所の各センター間の連携のもと、障がい者に対して、就業面、生活面の一体的な支援を行うとともに、企業に対しては雇用に関するアドバイスや各種助成制度などの情報提供を行います。



### ③ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

#### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
相談件数(延べ件数)	300件	330件	360件
高次脳機能障がいへの県民の理解度	30%	32%	34%
研修等の実施回数	14回	16回	18回

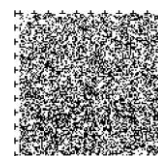
#### 《取組方法等》

高次脳機能障がいは、外見からはわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくく、また、本人も認識しにくい障がいです。このため、総合相談窓口である宮崎県身体障害者相談センターと医学的な支援拠点である宮崎大学医学部の2つの支援拠点機関を中心に、地域の関係機関をはじめ、宮崎県精神保健福祉センターや県内保健所とも協力しながら、相談支援に取り組みます。加えて、高次脳機能障がい者の方が、自らの障がいを認識して社会生活に適応していくための基礎的な訓練を集団で行う通所教室の実施を通じて、民間事業所等での同様な訓練等の支援の実現に向けて取り組みます(相談支援事業等)。

また、高次脳機能障がいへの正しい理解を普及促進するため、講演・シンポジウムの開催・協力、出前講座、ポスター・リーフレット配布など様々な媒体を活用した普及・啓発活動に取り組みます(普及・啓発事業)。

さらに、医療関係者、福祉事業者、行政職員、当事者やその家族等に対して、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を実施し、関係者の支援力の向上を図ります(研修事業)。

なお、これらの事業実施において必要な実態把握の調査や関係機関との連携確保等について継続的に取り組むとともに、家族会とも協力・支援等を行いながら高次脳機能障がい者に対する支援体制の確立を図ります。



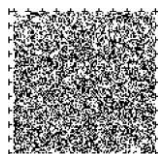
#### ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

##### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実養成講習修了見込み者数	30人	30人	30人

##### 《取組方法等》

保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の各関係機関の支援を調整する相談支援専門員等に対し、医療的ケアに関する基礎知識等の講義や演習を行い、医療的ケア児等コーディネーターとして養成します。



(2) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実養成講習修了見込み者数	130人	133人	135人

《取組方法等》

聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話通訳・要約筆記の指導を行い、手話通訳者又は要約筆記者を養成します。

② 点訳・朗読奉仕員養成事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実養成講習修了見込み者数	32人	32人	33人

《取組方法等》

視覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、点訳・朗読の指導を行い、点訳奉仕員又は朗読奉仕員を養成します。

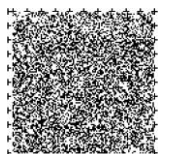
③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実養成講習修了見込み者数	12人	12人	13人

《取組方法等》

盲ろう者の自立と社会参加に理解と熱意を有する者に対し、コミュニケーション支援及び移動介助の技術に関する指導を行い、通訳・介助員を養成します。



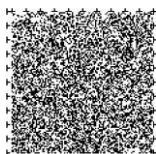
④ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実養成講習修了見込み者数	11人	11人	12人

《取組方法等》

失語症者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、失語症者向けの意思疎通支援技術等に関する指導を行い、意思疎通支援者を養成します。



### (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

##### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実利用見込み件数	9件	9件	10件

##### 《取組方法等》

複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議等において、市町村間の連絡調整等を経てもなお市町村が派遣を実施できない場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

#### ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

##### 《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
実利用見込み件数	44件	57件	74件

##### 《取組方法等》

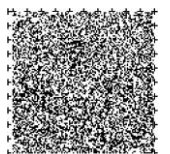
視覚機能と聴覚機能に障がいを併せ持つ重度重複障がい者に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣します。

#### ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者に対する失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、意思疎通支援者の十分な確保及び市町村のニーズ把握を進め、必要となる派遣体制の整備に努めます。

### (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務

市町村域を越えた広域的な手話通訳・要約筆記者の派遣を円滑に実施するための派遣調整等について市町村のニーズ把握に努め、今後、必要に応じて派遣調整の検討を行います。



(5) 広域的な支援事業

① 県自立支援協議会

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
開催見込み回数(部会)	4回	5回	6回

《取組方法等》

本計画を踏まえ、共生社会の実現に寄与することを目指し、県内の実情に応じた障がい者等への支援体制の整備を図るため、地域自立支援協議会と連携し地域の実態把握に努めるとともに、専門部会の活動を強化し、相談支援、地域生活支援、人材育成などの広域的な課題の調整や検討を行います。

② 都道府県相談支援体制整備事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
アドバイザーの派遣回数	6回	9回	14回

《取組方法等》

共生社会の実現に寄与することを目指し、地域自立支援協議会の活動を通じた、基幹相談支援センターの設置を含めた地域生活支援拠点等の整備や困難事例への対応等による県内の相談支援体制の整備を進めるため、県自立支援協議会の相談支援部会を中心に、県のアドバイザーを地域自立支援協議会に派遣し、助言等を行います。

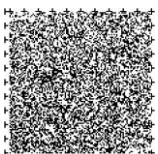
③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

《数値目標等》

項目	6年度 (2025年3月末)	7年度 (2026年3月末)	8年度 (2027年3月末)
協議会の開催見込み数	58回	61回	65回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	22回	24回	26回

《取組方法等》

各市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、地域における社会資源の把握や、精神障がい者の支援に必要な技術や知識の普及啓発を行います。

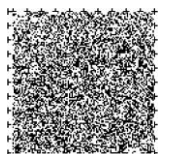


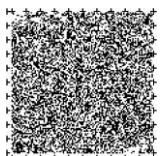


## 7 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

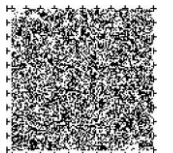
本計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

また、その際には、関係行政機関、学識経験者、障がい者団体で構成される「宮崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見等を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。





# 資 料



## 1 国の基本指針

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

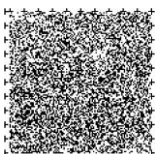
地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、継続入所者（指定知的障害児施設等から指定障害者支援施設等へ移行した施設に引き続き入所している18歳以上の障がい者）を除いて設定する。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

目標値の設定に当たっては、令和8年度における目標値を設定する。退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。入院後3か月時点の退院率については、68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については、84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については、91.0%以上とすることを基本とする。また、1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）については、国の掲げる式により算定した数を目標値として設定する。



### (3) 地域生活支援の充実

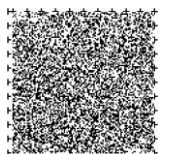
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和8年度末までの間各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業について令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



また、これらに加えて、就労支援について、次に掲げる事項を令和8年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

- ・ **職業訓練の受講**

令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。

- ・ **公共職業安定所への誘導**

令和8年度において、福祉施設を利用する者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する利用者数の見込みを設定する。

- ・ **障害者就業・生活支援センターへの誘導**

令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が障害者就業・生活支援センターの支援を受けることができるよう、障害者就業・生活支援センターへ誘導する利用者数の見込みを設定する。

- ・ **公共職業安定所による支援**

令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

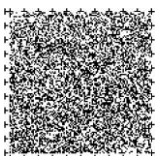
(5) **障がい児支援の提供体制の整備等**

国の基本指針に即して、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上設置することを基本とするとともに、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

また、県において、令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保することを基本とする。

また、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

さらに、障害児入所支援に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

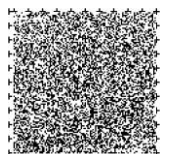
令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、機関相談支援センターが地域の相談支援の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うと共に、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

また、県は、市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



## 2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの数値目標の設定の考え方

◎ 本計画におけるサービス等の必要見込量は、市町村障がい福祉計画の数値を集計したものです。

### (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

### (2) 日中活動系サービス

#### ① 生活介護・自立訓練（機能訓練）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

#### ② 就労選択支援

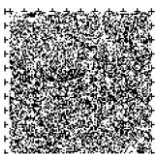
特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、見込量を定めています。

#### ③ 自立訓練（生活訓練）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

#### ④ 就労移行支援

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。





⑤ 就労継続支援（A型・B型）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型・B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

⑥ 就労定着支援

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込量を定めています。

⑦ 療養介護

現在の利用者数、近年の利用者数の推移、障がい者等のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

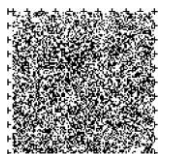
施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

② 共同生活援助（グループホーム）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

③ 施設入所支援

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、見込量を定めています。



(4) 指定地域相談支援、指定計画相談支援

「指定地域相談支援」

① 地域移行支援

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

② 地域定着支援

単身である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

③ 指定計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、見込量を定めています。

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

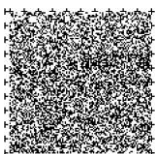
地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

② 医療型児童発達支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

③ 居宅訪問型児童発達支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。



**④ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援**

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

**⑤ 障害児相談支援**

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数等、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

**⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数**

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定しています。

**3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の事業内容**

**(1) 訪問系サービス**

**① 居宅介護（ホームヘルプ）**

入浴、排泄、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる援助サービスを提供します。

**② 重度訪問介護**

重度の肢体不自由者等であって、常時介護を要する人を対象に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や外出時の移動支援など総合的なサービスを提供します。

**③ 同行援護**

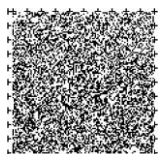
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

**④ 行動援護**

知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者（児）を対象に、行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動支援サービスを提供します。

**⑤ 重度障害者等包括支援**

常時介護を要する重度の障がい者、または、障がい児であって、その介護の必要の程度が著しく高い人を対象に、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援を行います。



## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、または、生産活動の機会の提供等を行います。

### ② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能、日常生活能力向上のための訓練等を行います。

### ③ 就労選択支援

短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な整理を行い、それらを基に、適切な支援機関との連絡調整を行います。

### ④ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行います。

### ⑤ 就労移行支援

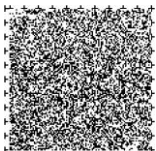
一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就職に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### ⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### ⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業での雇用が困難な障がい者、一定年齢に達している障がい者等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持のために必要な訓練等を行います（雇用契約は結ばない）。



### ⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

### ⑨ 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障がい者に対し、病院等への長期入院による医学的管理の下、日中に食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の支援等を行います。

### ⑩ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等に、障がい者を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排泄、食事の介護等のサービス提供を行います。

## (3) 居住系サービス

### ① 自立生活援助

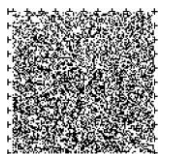
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

### ② 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護等のサービスの提供を行います。

### ③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービス提供を行います。



#### (4) 相談支援事業

##### ① 基本相談支援

地域の障がい者（児）の福祉に関する問題について、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

##### ② 地域相談支援

###### 「地域移行支援」

障害者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

###### 「地域定着支援」

居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談支援を行います。

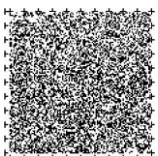
##### ③ 計画相談支援

###### 「サービス利用支援」

介護給付費等の支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定又は変更後、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や計画作成を行います。

###### 「継続サービス利用支援」

国が定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。また、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を勧奨します。



## (5) 障がい児支援

### ① 児童発達支援

小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

### ② 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

### ③ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用する障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。

### ⑤ 福祉型障害児入所支援

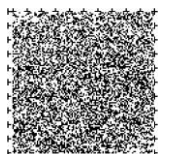
障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

### ⑥ 医療型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

### ⑦ 障害児相談支援

障がい児や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や援助を行うほか、障害児支援利用計画の作成等を行います。



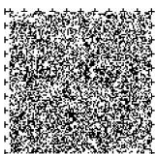
#### 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)(抄)

(都道府県障害福祉計画)

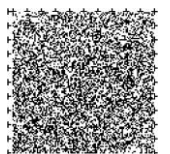
第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
  - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 5 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。





- 6 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 8 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 10 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

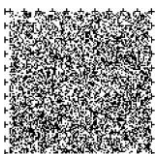


## 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

〔都道府県障害児福祉計画〕

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
  - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑥ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



- ⑦ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- ⑨ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

